

応援します！子育てを

甲賀市ファミリーサポートセンター

甲賀市
ファミリーサポートセンター
地域で子育てを助け合う
会員組織

子育てがしんどい時期は、ほんの一瞬かもしれませんが。そんなとき すこしの助けがあれば ピンチが乗り切れたり あたたかい気持ちにもどれたり… がんばろうと思えたりしますよね。そして そんな手助けをしたいと思っている人も 少なくないはず。助けたり 助けられたり 助けられたり 助けたり

ファミリーサポートセンターはその出会いをお手伝いするところです。

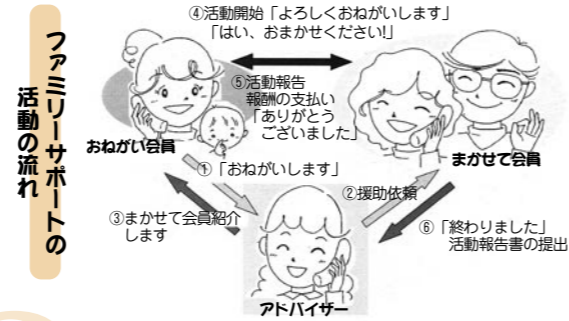


家庭が生き生きとした子育てをし、子どもたちが明るく健やかに育つことは私たちみんなの願いです。近年、仕事と家庭の両立や女性の社会進出や、核家族化が進む中で子育てに係る経済的・精神的負担は増加しています。甲賀市では乳幼児期からの保育、一時保育、病後児保育、子育て支援センターでの育児相談や子育て講座などにより子育て支援を行っています。10月1日から保護者の仕事と育児の両立支援および児童の福祉の向上を目的として新たに「甲賀市ファミリーサポートセンター」を開設しました。今回は「甲賀市ファミリーサポートセンター」の活動内容や利用の方法について詳しく紹介します。人と人が支えあふ優しいまち、心暖まるまちは、ここから始まります。

▲雲井保育園の園児たち

どんな人が会員になるの？

- *おねがい会員**
市内在住で子育て（0歳から小学校6年生）を手伝ってほしい方
- *まかせて会員**
市内在住在勤で子育てのお手伝いのできる方
- *どっちも会員**
お願い会員とまかせて会員を兼ねられる方



どんなときお願いできるの？

- *保育園・幼稚園のお迎えに間に合わない。
- *放課後や児童クラブ終了後預かってほしい。
- *冠婚葬祭や急な用事で子どもを連れて行けない。など

利用料金は？

利用区分	金額
月曜日～金曜日	基本時間 (7:00～19:00) 1時間当たり 700円 基本時間外 1時間当たり 800円
土曜日、日曜日、祝日	1時間当たり 800円

援助を受けた日、おねがい会員がまかせて会員に直接支払います。

登録・問い合わせ

甲賀市ファミリーサポートセンター
(甲賀市社会福祉協議会内)
☎ 62-8085 FAX 63-2021
〔子育て支援に関すること〕
児童福祉課 ☎ 65-0705・65-0706
FAX 63-4085

登録の方法は？

甲賀市ファミリーサポートセンター(水口社会福祉センター2F 甲賀市社会福祉協議会内)で登録します。

登録・受付時間
月～金曜日 8:30～17:15 (祝日は除く)

- ・事前に電話で予約をしてください。
 - ・写真2枚(4cm×3cm)、印鑑をご持参ください。
 - ・おねがい会員は対象の子どもさんと一緒にお越しください。
- ※登録に必要な書類は、甲賀市ファミリーサポートセンター、各地域福祉活動センター(社協)、各地域子育て支援センター、各支所総合窓口課、児童福祉課にあります。

※下記の日程に限り支所でも登録できます。(予約不要)

場所	時間	場所
11月7日(火)	10:00～12:00	信楽支所1階ロビー
	13:30～15:30	甲南支所住民サロン
11月8日(水)	10:00～12:00	甲賀支所第2相談室
	13:30～15:30	土山支所1階ロビー

みんなで見守る児童虐待をなくそう

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもたちが健やかに育つためにあってはならない虐待。しかし、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を断ちません。昨年度の甲賀市家庭児童相談室に寄せられた児童家庭相談は192件、うち児童虐待に関する相談・通告件数は57件でした。近隣、知人の方々が児童虐待への関心を持つことが、児童虐待の早期発見、防止につながります。

「おかしい」と感じたら迷わず連絡(相談)しましょう

虐待はこの家庭でも起こりうることで、もしやという疑いを感じることはとても重要です。甲賀市では家庭児童相談室を設け、家庭相談員が専門機関と連携をとりながら、虐待、非行、いじめ、交友関係、しつけなど家庭や子どもに関する相談に応じ、適切な情報提供、問題解決へのお手伝いをしています。子育てへの悩みや、困ったことなどがありましたら左記まで気軽に相談ください。相談に関する秘密は必ず守られます。家庭・地域が一体となりみんなで子どもを守りましょう。

◎甲賀市家庭児童相談室(児童福祉課内)
相談日時 ■月曜日～金曜日 9:15～16:00
☎ 65-06660 FAX 63-4085
また次の機関でも相談を受け付けています。
◎滋賀県中央子ども家庭相談センター
☎ 077-562-1121
緊急 077-562-8996
※事前にご連絡ください。

そもそも児童虐待とは？

「そんなつもりではなかった…」としても、子どもにとって有害ならそれは「虐待」です。虐待には、次の4種類があります。

●身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけど・骨折をさせる、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外に晒すなど。

●性的虐待

性器などをみせる・さわらせる・さわる、性的行為を強要する、ポルノグラフィの被写体にするなど。

●ネグレクト

(養育の放棄または怠慢)
食べ物を与えない、不潔なままで放っておく、病気になるまで受診させない、車や家の中に置き去りにするなど。

●心理的虐待

「生まなければよかった」「バカでダメな子だ」などと否定や拒否の言葉を繰り返す、無視する、兄弟で差別する、子どもの前で行われるDV(配偶者への家庭内暴力)など。

「しつけ」と「虐待」はちがいます

「しつけ」とは、子どもがきちんとした生活習慣や人とかかわる力、感情や意思を伝える力などを持ち、自立していくための大まかな道筋を親が示してあげることです。しかし、その「しつけ」に暴力や暴言を使うようになると、それは「虐待」になります。「しつけ」で「たく」ようになると、暴力はエスカレートし、自分の力では抑えられなくなってしまいます。

「しつけ」と「虐待」の違い

しつけ	虐待
子どもは自分の意見や考えを言うことができます。	子どもは自分の意見や考えを言うことができません。
親は他人からの助言や社会的な規範を受け入れます。	親は他人からの助言を聞こうとしません。
子どもには「きちんとしなさい」と言います。	子どもには「親の言うことを聞け」と言います。

(参考：日本子ども虐待防止研究会発行パンフレット)

(参考：日本子ども虐待防止研究会発行パンフレット)

問い合わせ 児童福祉課(家庭児童相談室)
☎ 65-06660 FAX 63-4085